

別紙(用途により使用可又は使用禁止になる部品)

・環境負荷物質含有状況報告書にて、用途により使用を禁止する化学物質の部品(材料)への含有について確認結果が「No」の場合のみ「別紙」に記載しています。

作成日: _____ 年 _____ 月 _____ 日
 会社名: _____
 部署名: _____
 責任者: _____ 印
 作成者: _____ 印

1. 調査確認部品

- 1) 対象部品名 _____
- 2) シャープ部品コード _____
- 3) メーカー部品コード _____

2. 確認結果詳細事項

下記の判定基準に従い確認した結果を、「確認結果」欄に記入しています。(該当するものに「 」印を記入。)

No.	化学物質名	確認内容(判定基準)	確認結果	(参考)シャープ使用可否判定
1	カドミウム及びその化合物	高信頼性を要求される電気接点で代替材のないものに使用されている。 光学ガラス、フィルターガラスに使用されている。 電池については、EU電池指令(98/101/EC)に適合している。 プラスチック(ゴムを含む)に用いる安定剤・顔料・染料に使用されている。 顔料・塗料・インキに使用されている。		使用可
		表面処理(メッキ等)、コーティングに使用されている。 小型蛍光灯に使用されている。 包装材料・包装部品(シャープ製品梱包用が対象)に使用されている。 上記()以外のものに使用されている。		使用禁止
2	鉛及びその化合物	高融点はんだ(鉛が85Wt%以上のはんだ)に使用されている。 電子セラミック部品(圧電素子、セラミック誘電材料等)に使用されている。 ブラウン管・電子部品・蛍光管に使われるガラスの中に使用されている。 合金成分に含有している。(尚、鉛含有度は鋼材中0.35Wt%未満、アルミ材中0.4Wt%未満、銅材中4Wt%未満) コンプライアント・ピン・コネクタシステムに使用されている。 マイクロプロセッサのピンとパッケージ間接合用のはんだ(鉛が80Wt%超かつ85Wt%未満)に使用されている。 集積回路パッケージ(フリップチップ)内部における半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続のために必要はんだに使用されている。		使用可
		光学ガラス、フィルターガラスに使用されている。 熱伝導モジュール形リングのコーティング材料に使用されている。 鉛青銅系ベアリングおよびプッシュに使用されている。 無電解金メッキ、無電解ニッケルメッキ時の安定剤、添加剤に使用されている。 (メッキ皮膜中、0.1Wt%以下の含有である。) 電池については、EU電池指令(98/101/EC)に適合している。 プラスチック(ゴムを含む)に用いる安定剤・顔料・染料に使用されている。(AC7タフタ・電源コード・接続コード等) 顔料・塗料・インキに使用されている。 バランサー用ウエイトに使用されている。 包装材料・包装部品(シャープ製品梱包用が対象)に使用されている。 部品の外部電極・リード端子等のはんだ処理に使用されている。(電気部品・半導体デバイス・ヒートシンク等) 実装用はんだ及び手はんだ用はんだに使用されている。(アッセンブリ基板・実装基板等) 上記()以外のものに使用されている。		使用禁止
3	水銀及びその化合物	小型蛍光灯に使用されている。(1本当りの含有量が5mg未満のもの) 一般目的用直管蛍光灯に使用されている。 (昼光色型で1本当りの含有量が10mg未満のもの) (標準タイプ3波長型で1本当りの含有量が5mg未満のもの) (長寿命タイプ3波長型で1本当りの含有量が8mg未満のもの) 小型蛍光灯・直管蛍光灯以外のランプ(高圧水銀ランプ等)に使用されている。		使用可
		電池については、EU電池指令(98/101/EC)に適合している。 プラスチック(ゴムを含む)に用いる顔料・染料・添加剤に使用されている。 顔料・塗料・インキに使用されている。 リレー・スイッチ・センサーに使用されている。 包装材料・包装部品(シャープ製品梱包用が対象)に使用されている。 上記()以外のものに使用されている。		使用禁止
4	オゾン層破壊物質	エアコンの冷媒にHCFCが使用されている。 上記()以外のものに使用されている。		使用可 使用禁止
5	ヒ素及びその化合物	除外対象部品に使用されている。(除外対象部品:半導体・ガラス・感光剤・マグネットフィルター・銅箔・電池) 除外対象部品以外に使用されている。		使用可 使用禁止
6	ベリリウム及びその化合物	除外対象部品に使用されている。(除外対象部品:合金・セラミック・ガラス) 除外対象部品以外に使用されている。		使用可 使用禁止
7	アゾ染料・顔料	人体に持続的に触れられることを前提に作られた製品(例:電気カーペット・イヤホン・ストラップ等)の人体接触部分で、分解によりアミンが発生する可能性があるもの。 上記()以外のものに使用されている。(人体に持続的に触れない部位に使用するもの)		使用禁止 使用可
8	ポリ塩化ビニル	包装材料・部品(シャープ製品梱包用が対象)に使用されている。 上記()以外のものに使用されている。		使用禁止 使用可
9	フタル酸エステル	使用時に人体に触れることを前提に作られた製品の人体接触部分、又は食品が触れることのある製品に使用されている。(フタル酸ジ(2-エチルヘキシル):DOPが対象) 上記()以外のものに使用されている。		使用禁止 使用可
10	放射性物質	電子レンジのマグネトロンにトリウムが使用されている。 液晶プロジェクターの電球にクリプトン85が使用されている。		使用可
		上記()以外のものに使用されている。		使用禁止
11	ホルムアルデヒド	木製部品へ使用されている。 人体に持続的に触れられることを前提に作られた製品(例:電気カーペット・イヤホン・ストラップ等)の人体接触部分に使用されている。 上記()以外のものに使用されている。		使用禁止 使用可

(参考)上記確認結果が「使用禁止」に該当する場合は、シャープでの採用は不可。